

## 拷問等禁止条約

### 第3回政府報告に関する拷問禁止委員会からの質問に対する日本政府回答

2024年6月

#### 第1条及び4条

1. 前回の委員会の総括所見（パラ7、パラ8）<sup>1</sup>に関し、締約国が、(a) 本条約第1条を完全に具体化する明らかな拷問行為を含めるために自国の法律を改正する措置を講じたかどうか、及び、(b) 拷問及び非人道的な取扱いに等しい行為には時効が適用されないことを保証するために措置を講じたかどうかにつき説明されたい。

(答)

- 1 本条約にいう拷問に当たる行為（未遂及び共犯を含む。）については、我が国の刑法上、特別公務員暴行陵虐罪、特別公務員暴行陵虐致死傷罪等のほか、内容によっては、公務員職権濫用罪、暴行罪、傷害罪、遺棄罪、逮捕・監禁罪、脅迫罪、並びに、殺人罪、強制わいせつ罪、強制性交等罪、強要罪及びこれらの未遂罪等刑法等における種々の犯罪又はこれらの共犯に当たり、現行の処罰規定により十分に網羅されていることから、新たに本条約における拷問の定義規定を我が国の法令上で設ける必要性はない。それに加え、構成要件の明確性の観点や、処罰規定の重複による混乱を回避するという観点からも、これら既存の規定に加えて新たな拷問の定義規定を設ける措置は講じていない。
- 2 我が国の法令上、重大な犯罪の時効については、十分な期間を設けており、さらに、特に重大な犯罪として、人を死亡させた犯罪のうち、法定刑として死刑が定められているものについては公訴時効を廃止しており、殺人罪（未遂を含む）等については、公訴時効は適用しないとの措置を講じている。

<sup>1</sup> 括弧内の条項番号は、委員会が採択した前回の総括所見（CAT/C/JPN/CO/2 の記号で公表）を指す。

## 第2条<sup>2</sup>

2. 前回の委員会の総括所見（パラ10）及び人権委員会の総括所見（CCPR/C/JPN/CO/6、パラ18）に関連し、本条約第2条及び16条を完全に遵守するため、公判前拘留に関連する代用監獄制度（代替収容制度）の廃止又は改正に向けて締約国が講じた措置につき、特に以下に関する最新情報を提供されたい<sup>3</sup>。

(a) 公判前に拘留された者への拷問及び非人道的な取扱いに対する適切な保護措置を設置するために締約国が講じた措置についての情報。同措置には、法的支援を受ける権利、逮捕の時点から取調べの過程を通じて弁護士と秘密裡に連絡を取る権利及び自由を剥奪された後速やかに裁判官のもとに出頭する権利を含む。

(答)

3 法的支援を受ける権利については、刑事訴訟法第30条第1項により、全ての被疑者に弁護人選任権を保障しており、身柄拘束の有無を問わず、また、身柄拘束の前後を問わず、被疑者はいつでも自由に弁護人を選任できる。

4 さらに、2016年の刑事訴訟法等の改正により、被疑者国選弁護制度の対象を、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件から、被疑者が勾留された全ての事件に拡大したほか、身柄拘束中の被疑者に対して弁護人選任権を告知する際に、弁護人選任の申出方法等も教示しなければならないこととした（いずれも施行済み）。

5 弁護士と秘密裡に連絡を取る権利については、刑事訴訟法第39条第1項により、身柄拘束中（逮捕中を含む）の被疑者は、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者と立会人なくして接見する権利が保障されている。

6 自由を剥奪された後、速やかに裁判官のもとに出頭する権利については、被疑者は、逮捕後、72時間以内に裁判官による最初の審査に付され、刑事訴訟法第207条、第61条により、裁判官が事件に関する被疑者の陳述を聴いた後でなければ勾留されないこととされている。

<sup>2</sup> 第2条に基づいて提起された問題は、本条約の他の条項（16条を含む）に基づいて取り扱うこともできる。締約国による第2条の実施に関する委員会の一般コメントNo.2（2007）パラ3には次のように記載される。「第2条の拷問を防止する義務は、広範囲にわたる。第16条パラ1に基づく、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は、刑罰（以下「非人道的な取扱い」）は、分割不能であり、相互に依存し関連している。実際、非人道的な取扱いを防止する義務は拷問を防止する義務と重複し、合致する部分が多い。実際、非人道的な取扱いと拷問の定義上の境界は不明確であることが多い。」同一般コメント第V章も参照。

<sup>3</sup> A/HRC/22/14/Add.1、パラ147.116参照。

(b) 締約国が、(i)被留置者が留置施設に身柄を拘束され得る期間を制限する、(ii)保釈の可能性を含め、拘留に代わる措置を実施する、(iii)警察による捜査機能と留置機能の分離を確保する、(iv)公判前勾留にある者が、拷問又は非人道的な取扱いに係る申立てを調査する独立した不服申立機構にアクセスできるよう確保するために、法務省の法制審議会特別部会等を通じて、刑事司法制度を改革するための措置を講じたかどうかにつき説明されたい。

(答)

(i)

7 我が国の刑事訴訟法は、起訴前の被疑者の身柄拘束について、被疑者の人権保障を図りつつ、事案の真相を十分に解明するための捜査を遂行することができるよう、逮捕、勾留及び勾留期間延長の各段階における厳格な司法審査を要求している。具体的には、①現行犯逮捕の場合等の例外を除き裁判官の発付する令状がなければ逮捕できず、②被疑者の身柄拘束を継続する場合には、逮捕後、72時間以内に裁判官の審査を求め、令状を得なければならず、③その結果認められる勾留期間は10日間であり、これを延長する場合には、裁判官の審査を受けなければならず、④延長が認められる場合でも、延長期間は10日以内に制限されている（なお、内乱罪等、ごく一部の重大犯罪については、延長期間は最大で15日間である）。このような同法の規定の内容は適正かつ合理的なものである。

(ii)

8 我が国においては、任意捜査が原則であり、多くの刑事事件については、身柄を拘束することなく捜査を行っており、また、被疑者の身柄を拘束する際は、あらかじめ裁判官の厳正な審査を経た上で行われている。また、起訴前の短い勾留期間中にも勾留の必要性について十分な司法審査が行われ、勾留の理由又は必要がなくなった場合には、被疑者や弁護人の請求により、又は職権で、裁判官は勾留の裁判を取り消してその効力を失わせ、被疑者を釈放しなければならない。加えて、裁判官は、適当と認める場合には、勾留の裁判の効力を維持しつつ、その執行を停止して被疑者を釈放することもできる。このように、必要な場合の釈放の措置を十分に備えている。

(iii)

9 警察における捜査機能と留置管理機能の分離については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）において、既に、留置担当官はその留置施設に留置されている被留置者に係る犯罪の捜査に従事してはならないことを規定している。また、国家公安委員会規則である犯罪捜査規範においても、現に被留置者に係る犯罪の捜査を行っている捜査官が当該被留置者の処遇を行うこと

を禁止している。

10 我が国の警察においては、従来から、捜査を担当しない総務（警務）部門に属する留置担当官が被留置者の処遇を行い、捜査官が被留置者の処遇に関与することを禁止することによって捜査機能と留置管理機能の分離を徹底するなど、人権に配慮した処遇を行っている。特に、2007年6月に施行された刑事収容施設法においては、捜査機能と留置管理機能の分離の原則が明文化されたほか、部外の第三者からなる留置施設視察委員会が留置施設を視察したり、被留置者と面接するなどした上で、留置業務管理者に意見を述べる制度の新設、不服申立て制度の整備、被留置者に関する食事の支給、金品の差入れ、医療上の措置、面会、信書の発受等の各種処遇について刑事施設における被収容者に対する処遇と同等の処遇が行われること、留置担当官に対する人権教育の実施などが規定されている。

11 以上のように、我が国における被勾留者を留置施設に留置する代替収容制度は、被留置者の権利が侵害される可能性を増加させるものではなく、我が国においては、既に、立法その他の措置により、捜査機能と留置管理機能の完全な分離が十分に確保されている。

(iv)

12 刑事収容施設法では、留置施設に関する不服申立て制度として、処分性のある行為等に対する審査の申請、身体に対する違法な有形力の行使等についての事実の申告、処遇全般に関する苦情の申出の3つの制度を設けている。

13 このうち、審査の申請及び事実の申告については、公判前の段階で留置施設に留置する被勾留者は、都道府県公安委員会に対して再審査の申請や事実の申告を行うことができ、また、警察法に基づき、都道府県公安委員会に対して苦情の申出を行うことができることが立法化されている。

14 都道府県公安委員会は、都道府県警察の民主的運営を確保するため、住民の良識を代表する合議制の機関として置かれ、第三者的な立場から、都道府県警察を管理するものである。したがって、都道府県公安委員会の不服申立ての審査は当然のことながら、第三者的な立場から客観的かつ公平に行われる。

15 さらに、刑事収容施設法では、刑事施設に関する不服申立て制度として、留置施設と同様に、審査の申請、事実の申告及び苦情の申出の3つの制度を設けており、このうち、審査の申請及び事実の申告については、矯正管区の長の裁決等に不服がある

場合は、法務大臣に対して再審査の申請や事実の申告を行うことができるとされている。

16 法務大臣に対する再審査の申請と事実の申告については、法務大臣が申請人の申請に理由がないとして退けようとする場合及び申告に係る事実が認められないことを通知しようとする場合には、法学者、弁護士、医師等の外部の有識者（委員）から構成される刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会に諮ることとされており、これにより、処分の公平性・中立性が確保されている。

17 同検討会は、2006年1月12日の第1回会議以降、おおむね毎月2回ずつ開催され、2019年12月末現在計273回開催されている（詳細は別添資料の1参照）。同検討会では、委員からの要望があった資料は全て委員に提供されており、その役割を効果的に実行するためにすべての関連情報に十分にアクセスできることが確保されている。

18 なお、個別の事案について特定の被収容者の権利利益の救済を図ることを直接の目的としているものではないが、刑事施設には、弁護士、医師等外部の委員からなる刑事施設視察委員会が設置されている。同委員会は、施設の視察、被収容者との面接、被収容者からの提案の受理などを行い、刑事施設の運営の状況についての的確に把握した上で、刑事施設の長に対し、その運営に関する意見を述べることを職務としており、施設運営全般の向上に寄与しているものである。

19 留置施設においても、留置施設の運用状況について透明性を高め、被留置者の適正な処遇を確保するため、弁護士、医師等の部外の第三者からなる留置施設視察委員会が設置されている。同委員会は、留置施設の視察、被留置者との面接等を行い、留置施設の実情を的確に把握した上で、留置業務管理者に対し、その運営に関する意見を述べることを職務としており、留置施設の運営の改善向上に寄与しているものである。

(c) 全ての取調べを電子的に記録しているかどうかを含め、拷問と非人道的な取扱いを防止し、それらに対する保護措置の実施を監視するために締約国が講じている措置につき、説明されたい。

(答)

20 2016年6月に改正された刑事訴訟法により、身柄拘束中の被疑者を裁判員裁判対象事件及び検察官独自捜査事件について取り調べる場合に、原則として、被疑者の取調べの全過程を録音・録画しなければならないが、当該事件につき、公判において、被疑者の供述調書の任意性が争われた場合には、その取調べを録音・録画した記録媒体の証拠請求をしなければ、その供述調書は証拠採用されないこととする取調べの録音・録画制度が導入された（施行済み）。

21 警察においては、刑事訴訟法や被疑者取調べの監督に係る内部規則により、適正な被疑者取調べの確保を図っている。

22 また、取調べの録音・録画については、2008年9月に取調べの録音・録画の試行を開始して以降（2009年4月から全ての都道府県警察において、裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画の試行を開始）、2019年3月までの10年7か月で裁判員裁判対象事件について26,611件の録音・録画を実施している。また、被疑者が精神に障害を有する場合の取調べについても録音・録画を行っており、2012年5月から2019年3月までの6年11か月で24,483件の録音・録画を実施している。

23

(1) また、検察庁においては、従前より被疑者の身柄拘束中の事件につき、事案に応じて被疑者の取調べの録音・録画を実施していた。その実施件数は、前回の報告のとおり、2008年4月から2010年3月までの2年間においては、3,791件であった。その後、試行範囲を順次拡大した上、2014年10月からは、全ての裁判員裁判対象事件、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等にかかる事件、精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる事件及び検察官が被疑者を逮捕した独自捜査事件に対応する全ての身柄事件につき、被疑者の取調べの録音・録画を本格実施するとともに、上記各類型の事件以外の事件についても、事案に応じて録音・録画の実施数を増加させた。さらに2017年4月からは、裁判員裁判対象事件及び検察官独自捜査事件について、取調べの録音録画制度施行時に円滑に対応できるよう、これらの法律上義務化される対象事件について、法施行に先立ち、改正法の義務化の範囲と同様の運用を実施した。2019年6月、前記の刑事訴訟法等

の一部を改正する法律が全面施行され、取調べの録音録画制度が導入された。近年の実施件数は、合計で、2018年4月から2019年3月までで、102,154件、2019年4月から2020年3月までで、103,380件、2020年4月から2021年3月までで、96,840件であり、着実に件数を増加させている。

(2) さらに、2008年から、取調べの適正を一層確保するため、深夜に又は長時間にわたり取調べを行うことを避けるものとする、取調べにおいては、少なくとも4時間ごとに休憩を与えるよう努めるものとする、被疑者の取調べに関して、被疑者の弁護人等から申入れがなされ、又は被疑者から不満等の陳述がなされたときは、決裁官がその内容を把握し、速やかに、所要の調査を行って、必要な措置を講じること等を定め、実施している。

(d) 代用監獄制度は、取調べの際に被疑者から自白を得ようとする警察による拷問及び非人道的な取扱いを促すとするNGOからの懸念について、意見を述べられたい。また、締約国がこうした申立てについて調査したか否かについて述べるとともに、調査した場合はその結果について述べられたい。

(答)

24 刑事収容施設法では、留置施設に係る留置業務に従事する警察官はその留置施設に留置されている被留置者に係る犯罪の捜査に従事してはならない旨が明文で規定されている。

25 また、同法には、

○警察からの独立性を有する留置施設視察委員会が各都道府県内の留置施設を視察し、留置業務に関して意見を出すことができる制度

○被留置者からの処遇に関する不服申立て制度

が設けられており、捜査と留置の分離に関するチェック機能を強化している。

26 加えて、捜査の終了した者については留置施設から刑事施設に早急に移送するよう努めており、代替収容制度が自白を得ようとする警察による拷問や非人道的な取扱いを促すとのNGOからの懸念は当たらない。

27 さらに、検察庁において、検察官による被疑者の取調べに関して、被疑者の弁護人等から申入れがなされ、又は被疑者から不満等の陳述がなされたときには、決裁官がその内容を把握し、速やかに所要の調査を行って、必要な措置を講じている。

28 また、検察官に対し、警察官による被疑者の取調べに関して被疑者の弁護人等から申入れがなされ、又は被疑者から不満等の陳述がなされたときには、検察官より、警察に対して必要な連絡をし、警察において、必要な措置を講じている。

3. 前回の委員会の総括所見（パラ 16）に関し、人権の促進及び保護のための国内機構の地位に関する原則（パリ原則）に則った広いマンデートを有する国内人権機構の設置に係る進捗状況について、情報を提供されたい<sup>4</sup>。

（答）

29 人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、不断に検討している。

---

<sup>4</sup> CCPR/C/JPN/CO/6、パラ 7；CEDAW/C/JPN/CO/6、パラ 23、24 参照；CERD/C/JPN/CO/7-9、パラ 9 参照。

4. 委員会（パラ 20）及び女性差別撤廃委員会による前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/6、パラ 31-34）を踏まえ、家庭内暴力、近親相姦及び強姦を含め、ジェンダーに基づくあらゆる形態の虐待の防止及び訴追のために、締約国が講じた措置につき情報を提供されたい。また、性的暴力の犯罪は、被害者の告訴を必要としなくとも訴追することができるかどうか、説明されたい。加えて、移民、少数民族及び先住民族の女性に対する暴力の問題を扱うために、締約国が講じた措置についても説明されたい（CERD/C/JPN/CO/7-9、パラ 17 参照）。

（答）

30 本条約第 16 条は、家庭内暴力等、いわゆる私人による暴力を対象としていないと理解する。しかしながら、2017年のG7タオルミーナ・サミットや2019年のG7ビアリッツ・サミットにおいて女性に対する暴力の排除へのコミットを表明したように、家庭内暴力、ジェンダーに基づく暴力を含む性的暴力及び女性に対する暴力について、我が国は移民、マイノリティ、先住民族の女性を含めた全ての女性に対する暴力の防止及び被害者の保護等に取り組んでいる。

31 我が国は、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、2015年12月に第4次男女共同参画基本計画、2020年12月に第5次計画を策定し、その計画の中で「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を重点的に取り組む分野の一つとして取り上げている。具体的には、女性に対する暴力を根絶するため、暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化を図るとともに、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進している。

32 配偶者等からの暴力については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護・自立支援のための施策を行っている。同法では、被害者の相談、カウンセリング、一時保護、各種情報提供等の業務を行う配偶者暴力相談支援センターについて規定するとともに、被害者の申立てにより、一定の要件を満たす場合には、裁判所は、配偶者等に対し、被害者等への接近等を禁止することを命ずる制度を設けている。また、同法は、時代の要請に応じて、これまで4度にわたる改正を経ており、更に、現在、男女共同参画会議の下で保護命令制度の拡充等の見直しに向けた検討が行われている。

33 さらに、性犯罪や性暴力の被害者に対し、心身の負担を軽減するため、上記計画に基づき、被害直後からの相談、医療的な支援、心理的支援などを可能な限り一か所で

提供する「ワンストップ支援センター」の設置について、2020年までに各都道府県最低1カ所設置するとの成果目標を前倒しし、2018年10月に全都道府県の設置が実現した。2017年度に創設した性犯罪・性暴力被害者のための交付金を活用して、センターの安定的な運営が可能となるよう、各都道府県の実情に応じた取組の支援を図っている。さらに、性犯罪・性暴力対策については、2020年6月に、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」をとりまとめ、2022年度までの3年間で性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として取組を推進している。

34 当事者の意に反してポルノ動画が撮影されたりオンライン上で公表され拡散するといった被害により、出演者の心身や私生活に長期間にわたって悪影響を与える等の重大な人権侵害が生じていることから、AV出演被害防止・救済法（2022年6月成立・施行）に基づき、出演契約締結や履行過程ルールの明確化、出演者の出演契約の解除権や制作公表の差止請求権の規定、相談体制の整備等を通じて、AV出演被害の防止・救済に取り組んでいる。

35 予防措置としては、「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日～同月25日）において、女性に対する暴力を根絶するため、国、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化しており、例えば、2021年にはポスターやリーフレットを約31万枚作成し、地方公共団体や関係団体5,000か所に配付し、駅構内にポスターを掲示するなど広く周知を行った。

36 また、女性に対する暴力の加害者と被害者を生まないために、若年層に対する効果的な予防啓発を行うため、4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、広報啓発を推し進めるとともに、若年層に教育・啓発の機会を持つ教育機関の教職員、地方公共団体において予防啓発事業を担当している行政職員、予防啓発事業を行っている民間団体等を対象として研修を実施している。

37 新型コロナウイルスの感染が拡大する中、2020年4月には、配偶者暴力に関する新たな相談窓口を設け、10の外国語での相談、SNS・メールでの相談等を始め、2020年10月、最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながる全国共通の電話番号について短縮番号（#8008）を導入した。加えて、2020年10月には、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国共通短縮番号（#8891）を導入し、SNS相談窓口（10の外国語による相談を含む）も設けた。

38 警察においては、配偶者暴力事案等に一元的に対処するための体制を全国の警察本

部において構築し、被害者等の安全の確保を最優先に、加害者の検挙、被害者等の保護措置等、組織による迅速・的確な対応を推進している。

39 2019年中に警察で受理した配偶者暴力事案等の相談等件数は82,207件、警察による検挙件数は9,161件であり、いずれも2001年の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の施行後最多となっている。

40 特に、被害者の負担を軽減し、かつ、二次的被害が生じることのないよう、女性警察職員による相談対応、被害者と加害者とが遭遇しないような相談の実施等、被害者が相談しやすい環境整備に努めている。さらに、相談に訪れた被害者に対し、事案の危険性或警察等においてとり得る措置等を図示しながら分かりやすく説明することにより、被害者が自ら意思決定できるよう支援している。

41 さらに、危険性・切迫性が高い事案の被害者等の安全を確保するため、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合に、ホテル等の宿泊施設を利用するための費用を、公費で負担することとしている。

42 また、警察においては、身体的虐待・性的虐待等の児童虐待が疑われる情報を認知した場合には、児童の安全を直接確認するため、警察官の現場臨場や付近住民への聞き込み、各種情報の照会等の措置を講じている。また、事案の緊急性・重大性を検討し、的確な事件化を行っているほか、児童の保護や児童相談所への通告を行うなど、児童の安全確保を最優先とした対応を図っている。

43 2019年の警察による身体的虐待・性的虐待等の児童虐待に係る児童相談所への通告児童数は98,222件であり、統計を取り始めた2004年以降過去最多となっている。また、2019年中の警察による身体的虐待・性的虐待等の児童虐待の検挙件数は1,972件であり、統計を取り始めた2003年以降過去最多となっている。

44 また、被害児童への対応においては、児童の心理・特性に関する専門的知識・知見を有する少年補導職員を積極的に活用し、被害児童の心情に配慮した支援や児童相談所との緊密な連携を図っている。

45 警察においては、ストーカー事案等に一元的に対処するための体制を全国の警察本部において構築し、被害者等の安全の確保を最優先に、加害者の検挙、被害者等の保護措置等、組織による迅速・的確な対応を推進している。

- 46 2019年に警察で受理したストーカー事案の相談等件数は20,912件、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反等の警察による検挙件数は2,355件であり、高水準で推移している。
- 47 警察においては、2014年から、ストーカー事案の加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る調査研究を実施してきたところ、その結果を踏まえて、2016年から、警察官が地域精神科医等に加害者への対応方法や治療・カウンセリングの必要性について助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医等との連携を推進している。
- 48 また、若年層のストーカー被害を防止するため、高校生、大学生等を対象に、イラスト等を用いてストーカー被害の態様を説明した教材（パンフレット、DVD等）を作成し、当該教材を活用した防犯教室等を開催しているほか、ポータルサイトを作成し、ストーカー事業に関する情報を発信している。
- 49 加えて、危険性・切迫性が高い事案の被害者等の安全を確保するため、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合に、ホテル等の宿泊施設を利用するための費用について、公費で負担することとしている。
- 50 2017年6月、第193回国会において、性犯罪に対してより厳正に対処し、被害者の負担をさらに軽減するため、刑法の一部を改正する法律が成立し、同年7月に施行された。
- 51 具体的には、①強姦罪等を親告罪としていた規定を削除し、これらの罪を非親告罪とし、②改正前は、被害者は女性に限られ、また、重い類型である強姦罪は、暴行又は脅迫を用いて性交をする行為であったが、改正後は、被害者の性別は問わず、また、肛門性交や口腔性交についても、重い類型の強制性交等罪として処罰することとし、法定刑の下限も引き上げ、③18歳未満の者に対し、現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性犯罪を犯した者について、強制わいせつ罪又は強制性交等罪と同様に処罰する規定を新設した。
- 52 各種虐待の訴追のためには、被害者の協力を得ることが少なからず必要であるが、検察庁においては、以下のような各制度を駆使して、捜査・公判に協力することによる被害者の負担や苦痛を極力軽減させて、適切な訴追がなされるよう努めている。
- (1) 2016年に施行された刑事訴訟法の一部を改正する法律によって証人等の氏名

及び住居の開示に係る措置の制度が導入された。同制度によって、検察官は、被告人又は弁護人に対し、証人等の氏名及び住居を知る機会を与える場合や、証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与える場合において、証人等の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、

○弁護人に対し、証人の氏名及び住居を知る機会を与えた上で、当該氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる

○それでも前記行為を防止できないおそれがあると認めるときは、氏名についてはこれに代わる呼称を、住居についてはこれに代わる連絡先を知る機会を与えれば、氏名及び住居を知る機会を与えないことができるとされた。

(2) また、検察庁においては、従来から、公判における被害者の保護のために導入されている被害者の特定事項の秘匿制度、証人尋問の際の証人への付き添い、証人の遮へい、ビデオリンク方式による証人尋問といった各制度の適切な運用に努めている。

(3) さらに、検察庁においては、性犯罪等の被害者につき、捜査段階において、各検察庁の実情に応じ、女性検察官による事情聴取や女性検察事務官の立会い等を行うほか、被害者の負担や不安を和らげるため、犯罪被害者の支援に携わる「被害者支援員」を各検察庁に配置し、被害者の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等の紹介を行っている。

53 法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を強調事項として掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等の各種人権啓発活動を実施している。例えば、ドメスティックバイオレンス（DV）防止をテーマとした人権啓発動画を法務局・地方法務局において貸し出しているほか、YouTube 法務省チャンネルで配信している。

54 また、全国に開設している常設又は特設の人権相談所により女性の人権に関するあらゆる相談に応じているほか、2017年4月からは、外国人からの人権相談に応じるため、全国共通の「外国語人権相談ダイヤル」を設置するとともに、「外国人のための人権相談所」を従来の全国10か所から全国50か所に拡大して設置した。現在、その対応言語は、10か国語（英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語）である。また、2021年からは上記10言語に対応した「外国語インターネット人権相談受付窓口」も設置している。

55 これらの相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、速やかに調査し、事案に応じた適切な措置を講じている。

56 出入国在留管理庁では、職員が、DV被害者である外国人を認知した場合、DVにより別居を余儀なくされているなど被害者が置かれている状況を適切に把握し、被害者の立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案の上で適切に対応している。出入国在留管理庁が認知したDV被害者である外国人の認知件数は、2013年が78人、2014年が75人、2015年が95人、2016年が64人、2017年が94人、2018年が108人、2019年が82人、2020年が110人である。

57 また、「DV事案に係る研修」を毎年実施し、さらに同研修に参加した職員が研修内容を部下職員等に周知する取組を行っている。

58 出入国在留管理庁では、日本人又は永住者等と婚姻し「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格を決定されて入国・在留していた外国人が配偶者と離婚又は死別した場合でも、何らかの理由により引き続き日本での在留を希望するときには、申請の理由、在留状況、家族関係等を始め、離婚又は死別するに至った経緯等を総合的に判断して在留の可否を決定することとしており、特に、養育・監護を必要とする日本人の実子を扶養するため本邦在留を希望する外国人の親については、その親子関係、当該外国人が実子の親権者であること、及び現に実子を養育・監護していること等が確認できれば、「定住者」の在留資格への変更を許可することとしている。

59 また、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第22条の4（在留資格の取消し）第1項第7号において、日本人の配偶者の身分を有して在留する者又は永住者等の配偶者の身分を有して在留する者が、その配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6か月以上行わないで在留していることにつき、「正当な理由がある場合」を除き、当該外国人が現に有する在留資格を取り消すことができるとしているが、DV被害者であったことは、「正当な理由」に該当すると認め、その場合は、在留資格の取消しを行わないこととしている。さらに、入管法第22条の4第1項第7号に掲げる事実が判明したことにより在留資格の取消しをしようとする場合には、同法第22条の5において在留資格変更許可又は永住許可の申請の機会を与えるよう配慮しなければならないこととされている（参考事例については、別添資料の2参照）。

60 厚生労働省においては、DVや人身取引等の被害者が地方公共団体の実施する婦人相談所の保護や支援につながるよう、関係機関と緊密に連携している。また、警察庁が制作する10か国語のリーフレットを毎年度、地方公共団体の婦人保護事業担当者を通じて、被害者の手に届くよう取組を行っており、また、地方自治体から各婦人相談所へも配布を行っている。

5. 第二次世界大戦中の従軍性奴隷行為の被害者（いわゆる「慰安婦」）の問題に係る前回の委員会の総括所見（パラ 19）、第 2 条の締約国による履行に係る一般的コメント No. 2（2007）及び第 14 条の締約国による履行に係る一般的コメント No. 3（2012）を踏まえ、同問題について被害者中心の対応策を見出すために講じた立法的・行政的措置等に関する情報を提供されたい<sup>5</sup>。また、本条約第 1、2、4、10、14 及び 16 条並びに以下の項目に関し、締約国が、委員会の勧告に対応するために措置を講じたかについても述べられたい。

- (a) 性奴隷行為に相当する犯罪の法的責任を公に認めること；
- (b) 関連資料と証拠を開示し、申立てに対する公平かつ効果的な捜査を実施し、責任者を訴追し、責任者が有罪とされた場合は適切な刑罰によって罰すること；
- (c) 被害者とその家族に対し、補償、満足そして可能な限り完全なりハビリテーションの手段を含む、完全で効果的な救済と償いを提供すること。
- (d) 全ての歴史教科書における十分な記載を含め、国民一般に対して、本件に関する教育を行い、虐待を正当化したり、被害者を侮辱又は汚名を着せるような発言に対して、政府関係者が確実に非難を行うこと。

（答）

61 日本政府としては、慰安婦問題を否定したり、矮小化したりする意図は毛頭ない。戦後 70 年という節目に当たり、2015 年 8 月 14 日に発表された内閣総理大臣談話において、安倍総理大臣（当時）は、「20 世紀において、戦時下、多くの女性たちの尊厳や名誉が深く傷つけられた過去を、この胸に刻み続けます」、「21 世紀こそ、女性の人権が傷つけられることのない世紀とするため、世界をリードしてまいります」との決意を示している。

62 拷問等禁止条約は、日本が同条約を締結（1999 年 7 月 29 日）する以前に生じた問題に対して遡って適用されないため、慰安婦問題を同条約の実施状況の報告において取り上げることは適切でないというのが日本政府の基本的な考え方である。その上で、我が国政府が提出した情報（前回の拷問禁止委員会の総括所見に対する 1 年以内のフォローアップ情報の提供（CAT/C/JPN/CO/2/Add.1）、2015 年 12 月の日韓合意後に委員会に提供した追加情報（CAT/C/JPN/CO/2/Add.2）、2017 年 5 月に行われた拷問禁止委員会による対韓審査への反論文書）を想起する。なお、慰安婦を「性奴隷」と称することは事実と反するので、使用すべきでない。この点は 2015 年 12 月の日韓合意の際に韓国側とも確認している。2015 年 12 月の日韓合意を受け、

<sup>5</sup> CERD/C/JPN/CO/7-9、パラ 18、CCPR/C/JPN/CO/6、パラ 14；E/C.12/JPN/CO/3、パラ 26；CEDAW/C/JPN/CO/6、パラ 37、38；A/HRC/7/3、パラ 65；A/HRC/22/14、パラ 147.145-147.148；A/HRC/22/14/Add.1、パラ 147.145-147.148；E/CN.4/2006/16/Add.2、パラ 59、82；A/HRC/27/NGO/48 参照。

2016年7月28日、韓国政府が元慰安婦の方々のための事業を実施する財団を設立し、8月31日、日本政府は同財団に対し10億円の支出を行った。日韓両政府が多岐なる外交努力を払って達成した日韓合意は、潘基文国連事務総長（当時）を始め、米国政府を含む国際社会が歓迎し、高く評価しているのみならず、韓国人元慰安婦の多くも肯定的に評価している。その上で、委員会の質問事項に回答すれば、以下のとおり。

63 まず、(a)及び(b)について、日本政府は、先の大戦に係る賠償並びに財産及び請求権の問題について、米、英、仏等45か国との間で締結したサン・フランシスコ平和条約、その他二国間の条約等に従って誠実に対応してきており、これらの問題は、これらの条約等の当事国及びその国民との間で既に法的に個人の請求権の問題について解決済みである。特に、韓国との間では、日韓請求権協定第2条1が、「両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」と規定している。なお、1990年代初頭に日本政府が行った、関係省庁における関連文書の調査、米国国立公文書館等での文献調査、軍関係者や慰安所経営者等各方面への聞き取り調査や韓国の市民団体である「挺対協」の証言集の分析等、一連の調査を通じて得られた、日本政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる「強制連行」は確認できなかった。

64 第二次世界大戦における日本国民の戦争犯罪に関しては、東京において行われた極東国際軍事裁判所の裁判や連合国各国が開いた法廷において裁判が行われたと承知。例えば、旧オランダ領東インド（現インドネシア）において、一部の旧日本軍軍人が外国人女性に売春を強要した行為があったが、同事案では、（旧日本）軍は実態を承知した後、同慰安所を閉鎖しており、この事件に関わった者は、戦後、BC級戦犯裁判で裁かれ、被告12名中、1名が死刑、8名が懲役刑の判決を受けた。

65 その上で、個々の事案の事実関係を含む当時の状況に関する個別具体的な検証を今から遡って日本政府として行うことは極めて困難であると考えている。

66 次に(c)について、日本政府として、元慰安婦の現実的救済を図る観点から元慰安婦の名誉回復と救済措置を積極的に講じてきたことは、前回の拷問禁止委員会の総括所見に対する1年以内のフォローアップ情報の提供、2015年12月の日韓合意後の2016年3月に行った追加情報提供、2017年5月に行われた拷問禁止委員会による対韓審査への反論文書で述べたとおり。日本政府及び日本国民の善意と真摯な

気持ちを少しでも元慰安婦に届けられるよう官民が協力して立ち上げ、多くの元慰安婦にその思いを伝えた「アジア女性基金（AWF）」の献身的な取組は、決して歴史の中に埋もれさせてはならないと考える。

67 加えて、2015年12月の日韓合意については、既述のとおり、2016年7月28日、韓国政府が元慰安婦の方々のための事業を実施する「和解・癒やし財団」を設立し、8月31日、日本政府は同財団に対し10億円の支出を行った。同財団の事業により、元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の傷の癒やしのための事業を実施しているところであり、これまで合意の時点で生存していた元慰安婦47名のうち、35名に対し、また、死亡者199名のうち65名の遺族に対し資金を支給しており、多くの元慰安婦の方々の評価を得ている。日韓両政府で約束し、国際社会も評価している日韓合意が韓国側により実施されることが重要。

68 (d)について、日本では教科書検定制度を採っているため、民間の教科書発行者が、学習指導要領を踏まえ、教科書に具体的にどのような事項を取り上げ、どのように記述するかについては、欠陥のない範囲において教科書発行者の判断に委ねられている。

6. 前回の委員会の総括所見（パラ 21）及び 2009 年の訪日後に人身取引（特に女性と児童）に関する特別報告者が行った勧告（A/HRC/14/32/Add. 4）を踏まえ、前回の政府報告審査以降、人身取引事犯での逮捕及び起訴された者の数、及び、人身取引の被害者として特定された者の数に関するデータを提供されたい。また、以下の各項目を確保するため、締約国が講じた措置に関する最新の情報も提供されたい<sup>6</sup>：

（答）

69 （人身取引に対処するためにとった措置）

2017年6月15日、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（パレルモ条約）を締結するために必要な国内法が成立し、同年7月11日、同条約及び同条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（人身取引議定書）を締結した。

70 【検挙状況】

警察における、人身取引事犯の検挙件数及び人員は別添資料の 3（1）のとおりである。

71 【起訴件数】

検察庁において、人身取引事犯で起訴した人員は別添資料の 3（1）のとおりである。

72 【人身取引の被害者として特定された者の数】

2010年：37人、2011年：25人、2012年：27人、2013年：17人、2014年：25人、2015年：54人、2016年：50人、2017年：46人、2018年：27人、2019年：47人

<sup>6</sup> CERD/C/JPN/CO/7-9、パラ 16；CCPR/C/JPN/CO/6、パラ 15；CEDAW/C/JPN/CO/6、パラ 31-34 参照。

(a) 人身取引の被害者が、身体的及び精神的回復のために適切な支援を受けているかどうか；

(答)

73 厚生労働省においては、婦人相談所において、国籍・年齢を問わず、人身取引被害者を一時保護し、必要に応じて、心理的ケア及び医療サービスの提供を行っている。

74 また、2016年中に婦人相談所で一時保護した被害女性18人のうち、医療的な支援が必要とされたのは18人全員、心理的ケアが必要と判断されたのは3人、2017年中に婦人相談所で一時保護した被害女性16人のうち、医療的な支援が必要とされたのは15人、心理的ケアが必要と判断されたのは2人、2018年中に婦人相談所で一時保護した被害女性10人のうち、医療的な支援が必要とされたのは9人、心理的ケアが必要と判断されたのは2人、2019年中に婦人相談所で一時保護した被害女性9人のうち、医療的な支援が必要とされたのは9人全員、心理的ケアが必要と判断されたのは6人であり、それぞれ医療サービス、及び心理的ケアのためのサービスが提供された。

(b) 人身取引の被害者を特定するための明確な手続がとられるとともに、関連政府関係者に対し専門的な研修が提供されているかどうか；

(答)

- 75 出入国在留管理庁においては、人身取引議定書における人身取引の定義を網羅した入管法第2条第7号（詳細については別添資料の3（2）を参照）に規定する人身取引等の定義に該当する被害者を人身取引被害者として認定している。
- 76 また、同庁では、関係省庁、国際移住機関（IOM）、NGO等の外部講師の協力を得て、人身取引事案に直接対応する中堅職員を対象とした人身取引対策に係る専門的な研修や人権に特化した研修を毎年実施し、同研修を受講した職員が現場職員にフィードバック研修を行う取組を実施している。また、在職年数等に応じた研修においては、人権についての講義を通じて人身取引対策に関する知識・意識向上を図っている。
- 77 検察においては、検察職員に対し、新任検事や任官後おおむね3年前後の検事などその経験年数等に応じて実施する研修において、人身取引等に関する講義を実施している。
- 78 厚生労働省においては、毎年度、全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会を開催し、IOMから講師を招き、人身取引被害者の支援についての研修を行っている。
- 79 海上保安庁においては、取締りの過程で人身取引事犯を認知できるよう、実務者研修において、人身取引の実態、被害者の保護の重要性等についての講義を実施している。
- 80 警察においては、新たに採用された警察職員や昇任する警察職員に対し、各級警察学校において、人身取引事犯対策についての教育を実施している。
- 81 また、警察職員の専門的技能等の向上に資するため、人身取引事犯に係る警察庁指定広域技能指導官に2人を指名し、各種研修等あらゆる機会を通じて、当該指導官による講義等を実施している。
- 82 加えて、警察庁では、毎年、警察等への被害申告を呼びかける多言語のリーフレットを作成し、被害者の目に触れやすい場所に備え付けるなどの取組を行っているほか、風俗関係事犯等の取締りを担当する全国の幹部職員を対象に、人身取引事犯対策に関

する研修を実施している。

83 外務省においては、毎年度、領事初任者研修において、水際対策としての査証の役割、元被害者を面接する際の配慮等を内容とする人身取引防止対策に関する講義を実施した。また、在外公館警備対策官研修においても、同様の講義を実施した。各研修の受講人数は以下のとおり。

年度 区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
領事初任者研修	52 人	60 人	66 人	89 人
警備対策官研修	81 人	79 人	84 人	65 人

84 これらの研修受講対象者を含む在外公館に赴任中及び赴任前の領事職員に対し、人身取引防止の観点から、赴任国における関係機関との連携等についても、講義を行っている。

(c) 人身取引の加害者が訴追され、適切な刑罰によって処せられているかどうか。

(答)

85 検察庁においては、人身取引事犯について、法と証拠に基づき、その特質・悪質性を的確に立証し、厳正な科刑の実現に努めている。

86 なお、2020年に起訴した人身取引被疑者に関する判決罪名と裁判結果は、別添資料の3(3)のとおりである(2021年3月31日現在)。

### 第3条

7. 前回の委員会の総括所見（パラ9）を踏まえ、全ての国際的保護申請者が、適格性の決定や強制送還からの保護を受けるための公正な手続にアクセスするとともに、独立した不服申立制度を利用することができるよう、締約国が講じた措置につき説明されたい。

（答）

- 87 難民認定申請書及び不服申立書については、その受理に際しては、21以上の言語の翻訳版を準備しており、外国語で記載されたものであっても日本語訳の添付を求めることなく受理している。また、ウェブサイトには13言語に翻訳された難民認定手続案内を掲載している。さらに、16歳に満たない者又は疾病その他の事由により自ら出頭できない者について代理人による申請を認めているほか、親を伴わない年少者、重度の身体的障害のある者、精神的障害のある者又は重篤な疾病を抱える者の難民認定手続については、インタビューの際に、医師、カウンセラー、弁護士等の立会いを認める取扱いを試行しており、申請者の状況に応じた適切な配慮を行い、適正な申請の処理に努めている。
- 88 難民調査官による事実の調査及び不服申立手続における口頭意見陳述等期日は、主張内容を的確に聴取するため、申請者が通訳を希望するときは、全て通訳を介して行っている。
- 89 難民と認定しない旨の通知書及び不服申立てに係る決定・裁決書謄本の交付に当たっては、申請者が通訳を希望するときは、全ての案件について通訳を介し記載内容を説明するとともに、各処分に不服があるときの手続について教示しており、裁判を受ける権利等について配慮している。
- 90 難民不認定処分に対する不服申立手続においては、より公平・中立な手続で難民の適切な庇護を図るため、2005年5月から難民審査参与員制度を設けている。
- 91 同制度においては、難民不認定処分に係る審査請求に対する法務大臣の裁決に当たっては、すべての案件について難民審査参与員の意見を聴かなければならないなどとされていることに加え、難民審査参与員には、日本弁護士連合会、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）、難民支援に豊富な経験を持つNGO等から推薦を受けた者など幅広い分野から中立的な立場にある有識者が任命され、公正中立的な第三者機関として案件の審査を行っており、法務大臣は、難民審査参与員の意見を尊重した上で結論を出すこととしていることから、不服申立手続の公正性・中立性・透明性は十分に確保されている。

92 被退去強制者の送還先国について、ノン・ルフールマンの原則を明文化した入管法第53条第3項が効果的に履行されることを確保するため、退去強制事由該当容疑者を取り調べるときには、その者の風俗、習慣、言語等に配慮し、日本語を十分に理解できない者については、本人が理解できる外国語の通訳を介して意思の疎通を図りながら違反調査を行っている。

93 その上で被退去強制者の送還先の国が入管法第53条第3項各号（別添資料の4参照）に掲げる国に該当するか否かは、退去強制手続の各段階、すなわち入国警備官による違反調査、入国審査官による審査又は特別審理官による口頭審理において、当該容疑者から必要な供述を得たり、必要に応じて送還先の国内情勢に係る情報を収集するなどした上で最終的には退去強制令書を発付する上級の審査官である主任審査官が適切に判断している。

94 入管法第52条第3項では、退去強制令書が発付された者について、「速やかに送還しなければならない」旨定められているが、被退去強制者に対しては、行政事件訴訟法第46条の規定により処分に対する取消訴訟を行うことができる旨を書面で教示している上、退去強制令書が発付された者を含む全ての難民不認定処分を受けた者に対しては、行政不服審査法第82条の規定により不認定の通知を受けた日から7日以内に審査請求を行うことができる旨を書面で教示し、司法審査及び不服申立ての機会を確保している。また、審査請求の意思を表示しない者については、同期間内においては送還を実施しないという運用を行っている。

95 また、2010年9月、法務省入国管理局（当時）と日本弁護士連合会との間において、出入国管理行政における収容にまつわる諸問題を協議する場を持つこととするとともに、弁護士会が無料で入国者収容所等に収容中の被収容者からの法律相談に応じることなどについて合意した。この合意に基づき、弁護士会による無料法律相談を開始しており、被収容者による弁護士や法的支援へのアクセスが一層容易となるよう取り組んでいる。

8. 前回の政府報告審査以降、以下の項目に関し、締約国が毎年収集した統計データを性別、年齢及び国ごとに提供されたい。

(a) 登録された庇護申請件数及び庇護申請者の成人又は未成年者数；

(答)

96 【難民認定申請者数】

難民認定申請者数及び難民認定申請者のうち未成年者数は別添資料の5（1）のとおりである。

(b) 本国に送還された場合、拷問を受ける又は拷問の危険にさらされることを理由に、申請が認められた件数；

(答)

97 2019年に、難民認定手続（不服申立手続を含む。）の結果、難民と認定された者及び難民と認定されなかったものの本国情勢などを踏まえ、人道上の配慮を理由に、本邦における在留が認められた者は、54人である。

98 なお、これらの者が、拷問を受ける又は拷問の危険にさらされることを理由に申請が認められたかどうかについての統計は作成していない。

(c) 追放、送還又は退去強制の決定に対する異議申立て件数、及び、平均的処理時間ならびにその結果；

(答)

99 退去強制手続は、入国警備官による違反調査、入国審査官による違反審査、特別審理官による口頭審理及び異議の申出に対する法務大臣の裁決が行われた結果、退去強制令書が発付されると送還されることになる。上記の手続において、特別審理官による口頭審理の結果としての判定に異議があるときは、法務大臣に対して異議の申出ができ、同異議の申出の件数及び結果は別添資料の5（2）のとおりである。

100 なお、退去強制手続における平均処理時間についての統計は作成していない。

(d) 本国送還、退去強制又は本国に引渡された者の人数及びかかる措置の根拠、並びに、送還先の国；

(答)

101 2014年～2019年に、退去強制手続により送還した者の送還方法別の統計については、別添資料の5(3)アのとおりである。

102 2019年における被送還者について、送還方法別に見ると、「自費による送還」が最も多く、全体の約93パーセントを占めており、被送還者が自発的に出国しているものと認められる。また、国費による送還についても、被送還者が送還を拒否しているのではなく、帰国費用を自身で捻出できないなど、国費により送還せざるを得ない事例が大半を占めている。

103 退去強制事由は、入管法第24条に網羅的に列挙しており、その退去強制事由別の被送還者数に係る統計は別添資料の5(3)イ、入管法第24条については同5(3)ウのとおりである。

104 2019年における被送還者について、退去強制事由別に見ると、不法残留が最も多く、全体の約80パーセントを占めている。

105 我が国では、送還先の国については、入管法第53条の規定に基づいて決定されるが、従前から、被送還者が国籍又は市民権の属する国において拷問を受けるおそれがある場合は、当該国への送還は行ってこなかった。

106 さらに、2009年の入管法改正により、入管法第53条第3項第2号において、退去強制を受ける者を送還する場合の送還先に、拷問等禁止条約第3条1に規定する「拷問が行われるおそれがあると信ずるに足る実質的な根拠がある他の国」を含まないことを明文化し、ノン・ルフールマンの原則に従って適切な運用に努めている。

(e) 国外追放、本国送還、退去強制に際し、締約国が「外交的保証」に依拠したことがあればその件数、ならびに、送還先の国；

(答)

107 過去、日本国政府として、被退去強制者の国籍国政府から当該者に係る拷問を実施しないことを外交的に保証させた上で退去強制を実施した例はない。

## 第5条及び7条

9. 前回の政府報告審査以降、締約国が、拷問行為を行ったと疑われる者について、他国からの引き渡し要求を何らかの理由で拒否し、その結果として訴追手続を開始したか否かについて説明されたい。また、右手続の状況と結果について情報を提供されたい。

(答)

108 我が国が、拷問行為を行ったと疑われる者について、他国からの引渡し要求を拒否し、その結果として、我が国において訴追手続を開始した事例はない。

## 第10条

10. 前回の委員会の総括所見（パラ17）に関し、以下の事項に関する情報を提供されたい：

(a) 全ての裁判官、検察官、法執行官、入国管理局職員、刑務所職員が、本条約下における締約国の義務について十分に認識するために、締約国が行っている教育・研修プログラム；

(答)

109 裁判官の研修を担当する司法研修所では、毎年、任官時を含めて、新しい職務又はポストに就いた裁判官に対して実施する各種研修の中で、国際人権規約を始めとする各種国際法規の適用等に関し、国際人権問題を専門とする大学院教授や、人権擁護に携わっている機関の職員等を講師として招き、各種講演を実施していると承知している。

110 検察官に対しては、新任検事を対象とした研修や任官後おおむね3年前後の検事に対する研修など、経験年数等に応じて実施する各種研修の中で、「国際人権関係条約及び刑事に関する国際協力」、「児童及び女性に対する配慮と検察の実務、人身取引について」などその特性を踏まえた講義を実施している。

111 矯正職員に対する教育及び訓練については、第2回政府報告書12(a)に記載のとおり、矯正研修所及び同支所において、年間計画に基づく体系的かつ集中的な集合研修が実施されているほか、各矯正施設においても各庁の実情等に応じ実務に即した多様な研修が行われている。

112 これらの研修において、人権を尊重し、不当な取扱いを防止するための人権・倫理・サービスに関連する科目を多数組み込み、関連する国内法規や国際条約及びガイドライン等についての講義や実習を実施しているが、例えば、行動科学的な技法を取り入れた先進的な民間プログラムを人権研修に導入する、矯正研修所が作成した人権研修用教材を各庁に配布する、人権問題に詳しい外部講師を招へいする等、指導方法、研修教材及び講師等について研究効果を高めるべく努力している。

113 出入国在留管理庁職員に対する研修では、在職年数等に応じた研修において、拷問等禁止条約及び女性の権利に係る各規程等について外部講師等の協力を得て、専門的な知識を修得するための講義を行っている。また、研修受講職員が現場職員にその研修内容を周知している。

114 警察においては、新たに採用された警察職員や昇任する警察職員に対し、各級警察学校における憲法、刑事訴訟法等の法学や職務倫理等の授業において、拷問等禁止条約等の各種人権諸条約の概要等、人権尊重に関する教育を実施している。また、犯罪捜査、留置業務、被害者支援等の業務に専従する警察職員に対しては、被疑者、被留置者、被害者等の人権に配慮した適正な職務執行を行うために必要な知識・技能等を修得させるための専門的な教育を行っている。

**(b) 教育・研修プログラムによる、拷問事案への効果と影響についての評価方法の開発及び実施；**

(答)

- 115 裁判官の研修を担当する司法研修所では、毎年、参加者を対象とするアンケート結果等を基に研修カリキュラムを見直している。また、講師については、学会での活動や著作の内容等も参考に、当該分野に造詣が深く相応の知名度がある専門家をその都度選定していると承知している。
- 116 検事に対する研修については、研修終了後に、各研修員に対して、研修に関するアンケートを実施するなどして、その効果を測定している。
- 117 なお、問13、及び問15においても回答しているが、最高検察庁監察指導部は、検察官又は検察事務官の捜査・公判上の違法・不適正行為又はこれらの疑いを抱かせる行為を中心に、職務上の非違行為全般に関する内外からの情報を把握・集約して分析・検討を行い、必要に応じて監察を実施して、同種事犯の再発防止に向けた改善・指導を実施している。
- 118 矯正職員に対する研修の効果については、研修の内容や目的等に応じ、試験、アンケート、レポート等を通じて受講者の理解度の測定等を実施し、随時見直しを行っている。
- 119 出入国在留管理庁職員の研修については、研修受講職員を対象として、研修終了後にアンケートを実施し、その結果については、次年度の研修における研修プログラム策定の参考としつつ、研修内容の適宜見直しを行っている。
- 120 警察においては、各種人権課題についての教育を実施しているところ、これらの教育の評価方法については、試験、アンケート調査等の方法により、教育の効果を測定し、随時研修内容の見直しを行っている。

(c) 医療専門家が、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する効果的な捜査及び文書に関するマニュアル」(イスタンブール議定書)を利用して、十分かつ実務的な研修を体系的に受講することを確保するため、締約国が講じた措置。

(答)

121 矯正施設に勤務する医療専門家は、捜査を目的として配置されているわけではないため、矯正当局においては、捜査に関わる者による効果的な捜査及び文書の作成のためのガイドラインであるイスタンブール議定書に基づいた研修は実施していない。ただし、医療専門家を含めた矯正施設に勤務する職員については、イスタンブール議定書内の倫理・行為規範に係る内容は、現行の研修で周知している。また、医療専門家ではないものの、矯正施設の幹部に登用することが見込まれる職員を対象として、国際条約及びガイドライン等についての研修講義の中で、イスタンブール議定書の概要を周知している。

## 第 11 条

11. 前回の委員会の総括所見（パラ 11）を踏まえ、締約国が、取調べの時間を制限する規則（違反に対する適切な制裁を含む）を定めたか否か、また、締約国が、刑事裁判において、証拠の主要かつ中心的な要素として自白に依存することを減じるために、取調べのプロセスを開発するための措置を講じたか否かについて述べられたい。さらに、新たな取調べの規則、指針、手法、運用及び身柄拘束に関する措置に関し、前回の政府報告審査以降に導入されたものについての関連情報を提供されたい。加えて、これらの見直しの頻度につき述べられたい。

（答）

122 警察における取調べについては、やむを得ない場合がある場合のほか、深夜に又は長時間にわたり被疑者の取調べを行うことを避けることとしていることに加え、午後 10 時から翌日午前 5 時までの間に被疑者取調べを行う場合や、1 日につき 8 時間を超えて被疑者取調べを行う場合には、警察本部長又は警察署長の承認を受けなければならないことを規則に明記している。

取調べの方法については、強制、拷問、脅迫その他供述の任意性について疑念をいだかれるような方法を用いてはならないこと、取調べ状況を書面に記録するとともに、その内容を被疑者に確認させ、その署名押印を得ること等の措置も講じなければならないこと等を規則に明記しているほか、捜査部門以外の部門による監督制度を設けている。

123 検察庁においては、これまでも取調べの適正を一層確保するため、通達等を発出しており、例えば

- (1) 取調べに当たっての一層の配慮として、刑事施設等における所定の時間帯での就寝・食事等への配慮や、深夜の又は長時間にわたる取調べを避けること
- (2) 取調べに関する不満等に対する適切な対応や、被疑者と弁護士等との間の接見に対する一層の配慮を行うこと

を指示しており、これらの通達等に従って、適正な取調べに努めている。

124 もとより、我が国においては、法的に、被告人の自白のみを証拠として有罪とすることはできず、運用上も、かねてから客観証拠による立証や裏付けを目指した捜査がなされてきたところであるが、加えて、取調べ及び供述調書への過度の依存による弊害を防止するため、2016年の刑事訴訟法等の改正により、身柄拘束中の被疑者を裁判員裁判対象事件及び検察官独自捜査事件について取り調べる場合に、原則として、その取調べの全過程の録音・録画を義務付けるとともに、それらの事件において供述調書の任意性を立証する場合には、録音・録画記録の証拠調べ請求を義務付ける

制度を導入した（施行済み）。

125 なお、政府は、同制度の施行後3年を経過した場合において、取調べの録音・録画等に関する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとされている。

取調べの録音・録画の実施状況については、問2(c)の回答を参照。

126 警察においては、刑事訴訟法等改正法により導入された、被疑者取調べの録音・録画制度や、合理化・効率化された通信傍受といった新たな制度へ対応するための取組等を推進しているほか、客観証拠による的確な立証を図る観点から、DNA型鑑定及びDNA型データベースを犯罪捜査に効果的に活用するための取組等、捜査手法の高度化に向けた取組を推進しているところである。

## 第 12 条及び 13 条

12. 前回の委員会の総括所見（パラ 1 2）を踏まえ、独立した効果的な不服申立機関の設置、ならびに、公務員による拷問及び非人道的な取扱いに係る全ての申立てを迅速、中立的かつ十分に調査することの確保について、進捗状況を報告されたい。また、申立ての結果として報復を受けることがないように、申立て人を保護するためにどのような措置が講じられたかについて説明されたい。さらに、拷問と非人道的な取扱いを理由とした公務員に対する申立ての件数に係る情報及び手続の結果に関する情報を、刑罰及び懲戒処分の方について、個別データを含めて提供されたい。

（答）

127 刑事収容施設法における、被留置者に関する不服申立て制度は、第 2 条 2（b）（iv）1 に対する回答パラ 12 のとおり。

128 このうち、審査の申請及び事実の申告は、被留置者が警察本部長に対して行った申出の裁決に不服がある場合には、都道府県公安委員会に対して再審査の申請や事実の申告を行うことができるとされており、この場合に、公安委員会は、その内容を調査するために必要があるときは、留置業務管理者に対して報告や資料の提出を命じること、指名する職員に申出人等の関係者に対する質問をさせること等を行うことができるとされている。

129 都道府県公安委員会は、当該都道府県議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前 5 年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者のうちから、都道府県知事が都道府県の議会の同意を得て任命するものである。よって、都道府県公安委員会の不服申立ての審査は、当然のことながら、第三者的な立場から客観的かつ公平に行われているものである。刑事収容施設法では、不服申立ての内容を留置業務に従事する職員に秘密にすることができるよう留置業務管理者に必要な措置を講ずることが義務づけられるとともに、留置業務に従事する職員には、不服申立てをしたことを理由として、その者に対する不利益な取扱いをすることを禁じている。

130 また、警察においては、国家公安委員会規則により、捜査部門以外の部門による被疑者取調べに関する監督制度を設けている。

131 当該監督制度では、都道府県公安委員会に対して被疑者取調べについての苦情の申出を受けた場合等に、申出の内容等から被疑者取調べに係る不適正な行為につながるおそれがある行為が行われたと疑うに足る相当な理由のあるときは、警察本部長から指名を受けた当該監督制度を担当する課の警察官が調査を行うこととされている。

る。調査を担当する警察官は、調査を実施するため必要があると認めるときは、当該調査に係る被疑者取調べを指揮する警察署長等に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に当該被疑者取調べに係る取調べ警察官等を出頭させ、説明をさせるよう求めることができる。調査を担当する警察官は、調査が終了した後、速やかに、警察本部長に報告するとともに、必要があると認めるときは、関係部署に通知することとされている。

132 なお、警察本部長は、都道府県公安委員会に対して、少なくとも年1回、被疑者取調べの監督の実施状況を報告している。当然のことながら、違法に権利を侵害された被留置者や取調べを受けた被疑者は、裁判所に訴訟を提起することができる。

133 刑事収容施設法では、刑事施設に収容されている者は、刑事施設における処遇（公務員による拷問及び非人道的な取扱いに係るものを含む。）について、審査の申請、事実の申告及び苦情の申出の不服申立てを行うことができる旨規定されている。この制度は、簡易迅速な手続による被収容者の権利利益の救済を図り、行政の適正な運営を確保することを目的としていることから、不服申立ての処理に努力期間が設けられているなど不服申立てを迅速に処理することとしている。

134 また、法務大臣に対する再審査の申請及び事実の申告については、法務大臣が申請人の申請に理由がないとして退けようとする場合及び申告に係る事実が認められないことを通知しようとする場合には、法学者、弁護士、医師等の外部の有識者（委員）から構成される刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会に諮ることとされており、中立的かつ十分な調査を確保している。

135 また、被収容者が不服申立てを行う権利を完全に行使できることを確保するため、矯正施設の被収容者が拷問等を受けたと主張する場合には、刑事上の告訴等を利用して捜査機関に申立てを行い、迅速かつ公平な検討を求めることができるほか、民事訴訟又は行政訴訟を提起することも可能である。これらについて、代理人に依頼することは禁止されておらず、自己に対する刑事施設の長の措置及びその他自己が受けた処遇に関して代理人として職務を行う弁護士と受刑者の外部交通について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めべき特段の事情がある場合を除き（未決拘禁者については、更に罪証隠滅の結果を生ずるおそれがあると認めべき特段の事情がある場合を除く。）、面会に職員の立会又は面会状況の録音若しくは録画をさせないこととしている。また、発受する信書の検査も弁護士との間で発受する信書であることを確認することに留めている。

- 136 申立ての結果として報復を受けることがないよう、申立て人を保護する措置について刑事収容施設法第170条は、不服申立て（審査の申請、事実の申告及び苦情の申出）をしたことを理由として、刑事施設職員が被収容者に対し不利益な取扱いをしてはならないとして、報復的な措置を禁止する旨を明確に規定している。
- 137 刑事施設に収容された被収容者による不服申立て制度の利用状況は、別添資料の6（1）のとおりである。なお、各申立て件数は、拷問等に関するものに限定されていない。
- 138 刑事施設に収容された被収容者による救済申立制度等の利用状況は、別添資料の6（2）のとおりである。なお、申立て事項は、拷問等に限定されず、希望、意見、感想を含めた苦情等一切の処遇に対する不服を含んでいる。

13. 前回の委員会の総括所見（パラ24）に関連し、①法執行機関職員によって行われたとされる拷問及び非人道的な取扱いに関する不服申立て、②捜査、訴追、判決、③実際になされた刑罰又は懲戒処分に係る統計データを、犯罪、民族、年齢及び性別ごとに提供されたい。また、このような統計データを作成するための効果的なシステムを構築するために講じた措置についても説明されたい。

（答）

139 2013年における特別公務員暴行陵虐罪（致死傷も含む）の起訴件数は0件、2014年における同件数は1件、2015年及び2016年における同件数は0件、2017年における同件数は1件、2018年における同件数は0件、2019年における同件数は4件、2020年における同件数は2件である。

140 検察庁においては、最高検察庁の監察指導部において、検察官又は検察事務官の捜査・公判上の違法・不適正行為又はこれらの疑いを抱かせる行為を中心に、職務上の非違行為全般に関する内外からの情報を把握・集約して分析・検討を行い、必要に応じて監察を実施して、同種事犯の再発防止に向けた改善・指導を実施している。

141 警察の留置施設の被留置者による不服申立て制度の利用状況は、別添資料の7（1）のとおりである。

なお、各申立て件数は、都道府県警察から警察庁に対して報告があった刑事収容施設に基づく申立て件数であり、拷問や非人道的取扱いに関するものに限定されていない。

142 刑事施設に収容された被収容者による不服申立制度及び救済中立制度等の利用状況は、問12で回答したとおりである。

143 警察においては、警察職員による業務上及び私行上の規律違反行為に対する懲戒処分について処分事由に応じた統計データを作成しているが、犯罪、民族、年齢及び性別ごとの統計データは作成していない。

144 入管収容施設の被収容者による自己の処遇に関する入国警備官の措置に対する不服の申出及び異議の申出の状況については、別添資料の7（2）のとおりである。

145 なお、各申出は法務省令である被収容者処遇規則に基づく不服申出、異議の申出の件数であり、拷問及び非人道的取扱いに関するものに限定されていない。また、「犯罪」、「民族」、「年齢」及び「性別」ごとの統計はなく、「懲戒処分」に係る提供可能なデー

夕はない。

## 第14条

14. 前回の委員会による総括所見（パラ18、パラ19）及び第14条の履行に係る委員会の一般的コメントNo. 3（2012）を踏まえ、以下の項目に関して情報を提供されたい：

(a) 前回の政府報告審査以降、拷問被害者又はその家族に対し、裁判所が命じ実際に講じられた救済及び補償措置に関する情報。右情報には、補償の要求数、補償が認められた数、それぞれのケースについての命じられた補償額及び実際に支払われた額を含むものとする；

(答)

146 前回の委員会による総括所見のパラ18に対しては、質問が、拷問等禁止条約上の拷問に当たる行為を受けている者として裁判所が認定し、国に対して救済等の措置を命じたものとの趣旨であれば、2014年から2019年までに、そのような事例はない。

147 なお、質問が不当な取扱いの被害者も含む趣旨であれば、以下のとおりである。2014年から2019年までの間で、刑事施設の被収容者等が提起した訴訟の件数については、問12及び問13に対する回答のとおりであるが、その訴訟のうち、損害賠償の支払等を求めた民事訴訟の件数及び国に損害賠償を命じた判決の件数は別添資料の8のとおりである。

148 2014年から2019年までの間で、出入国在留管理庁収容施設において不当な処遇を受けたことなどを理由として、損害賠償請求訴訟が提起された件数は16件であり、この内、3件は国側が勝訴して確定し、1件は、原告との間で和解が成立し、4件は原告が裁判を取下げ、残りの8件は、現在（2019年12月末時点）裁判中である。したがって、上記期間内に裁判所が国に補償を命じた事案は存しない。

149 前回の委員会による総括所見のパラ19に対しては、問5で回答したとおりである。

**(b) 医療及び精神的支援を含め、被害者に提供されたりハビリテーションプログラム；**

(答)

150 矯正施設においては拷問等の不適切な行為が発生しないように万全の措置が執られているが、万が一、拷問等が生じた場合には、個別の必要性に応じて、心理学の専門家等が対象者の精神状態の把握及び心理相談を行うなどの精神的支援を提供するなどの対応をすることになる。

151 刑事収容施設法が規定している不服申立ての処理については、処分に違法性がある場合のみならず、不当な点が認められた場合は、当該処分を取り消したり、変更したりするなどの措置を講じている。また、必要があると認めるときは、再発の防止のため必要な措置等を行っている。

152 警察においては、犯罪被害者等に対するカウンセリング体制を整備しており、犯罪被害者等の置かれている状況や精神面の影響について判断した上で、カウンセリングを実施している。

153 前回の委員会による総括所見のpara 19に対しては、問5で回答したとおりである。

(c) 拷問の被害者とその家族がリハビリテーション及び賠償を得るための手続。これらの手続が、締約国の国民以外にも提供されるか否かについても述べられたい。

(答)

154 私人が拷問又は不当な取扱いに当たる行為を行った場合には、被害者は、民法第709条の規定に基づき、当該私人に対し、損害賠償を請求することができる。

155 国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、拷問又は不当な取扱いに当たる行為を行った場合、被害者は、国家賠償法第1条の規定に基づき、国又は公共団体に対し、損害賠償を請求できる。また、公務員がその職務上の義務に違反したために拷問又は不当な取扱いに当たる行為を防止できなかった場合など、私人の行為によって生じた結果と公務員の職務義務違反行為との間に因果関係がある場合には、被害者は、国家賠償法第1条の規定に基づき、国又は公共団体に対し、損害賠償を請求することができる。

156 民法第3条第2項の規定により、外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、私権を享有するとされているところ、拷問又は不当な取扱いに当たる行為を行った者が私人である場合には、被害者である外国人は、民法第709条の規定に基づき、当該私人に対し、損害賠償を請求することができる。

157 他方、拷問又は不当な取扱いに当たる行為を行った者が公務員である場合には、国家賠償法第6条に「この法律は、外国人が被害者である場合には、相互の保証があるときに限り、これを適用する。」と規定することから、当該外国人の本国の法制度が国家賠償に関する相互保証制度を有するとき、又は、運用で我が国と同程度に外国人に対する国家賠償を行うときに限り、国家賠償法が適用され、当該外国人は、国又は公共団体に対し、損害賠償を請求することができる。

158 刑事収容施設法については問14(b)に対する回答のとおり。

159 問14(b)で記載したカウンセリングについては、警察によるカウンセリング支援を受けたいとの意思を申告した犯罪被害者やその家族に対して必要に応じて実施しているものであり、拷問の被害者とその家族も対象に含まれる。なお、カウンセリングに関する措置については、被害者等の国籍による制限は存在しない。

160 また、国家賠償等が成立しない場合においては、犯罪被害者等給付金が支給される可能性があり、犯罪被害者等給付金を受給するためには、犯罪被害者又はその遺族

が住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請し、支給裁定を受ける必要がある。なお、犯罪被害者等給付金の申請に当たり、国籍による制限は存在しないが、被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、日本国内に住所を有している必要がある。

161 前回の委員会による総括所見（パラ 19）に対しては、問5で回答したとおりである。

## 第 15 条

15. 前回の委員会の総括所見（パラ 11）に関連し、本条約第 15 条、憲法第 38 条 2 項及び刑事訴訟法第 319 条 1 項に従い、拷問及び非人道的な取扱いによって得られた自白は、一切法廷で認められないことを確保するためにとられた措置に関する最新の情報を提供されたい。また、強制、拷問ないし脅迫のもと、或いは長期間にわたる逮捕ないし勾留の末に得られたことを理由とし、刑事訴訟法第 319 条 1 項に基づき証拠として認められなかった自白の件数に関するデータを提供されたい（CCPR/C/JPN/CO/6、18 項参照）。さらに、前回の政府報告審査以降、被疑者及び弁護人によって、検察官に提出された取調べに関する不服申立ての件数、ならびに、捜査及び訴追に至った件数に関するデータも提出されたい。

（答）

162 我が国においては、裁判官は、憲法第 76 条第 3 項により、憲法及び法律にのみ拘束されるため、当然、憲法第 38 条 2 項及び刑事訴訟法第 319 条第 1 項に拘束される。

163 違法な取調べによって得られた自白は、証拠から排除され、さらに、違法な証拠については、控訴審、上告審においても厳重なチェックを受ける。我が国においては、このような多重の司法チェック体制により、適正手続が確保されている。

164 2017 年から 2019 年に第一審判決があった事件のうち、刑事訴訟法第 319 条 1 項に基づく証拠として認められなかった自白の件数に関するデータとしては、飽くまで暫定的な件数であるが、別添のものがある。

165 それに加え、問 2（c）1 に対する回答のとおりであり、また、検察庁においては、従前より、身柄拘束中の被疑者の取調べの際には、広範囲にわたって録音・録画を行っていること、2011 年 7 月に最高検察庁に監察指導部を設置し、取調べを含む捜査・公判上の違法・不適正行為又はこれらの疑いを抱かせる行為等に対する調査及び適切な措置を行う監察体制を構築し、検察官等を指導していることなど取調べの適正化を担保するための様々な取組を行っており、強制、拷問等を伴う取調べはもとより、不適正な取調べが行われないよう対処している。

166 なお、前回の委員会の総括所見後における、特別公務員暴行陵虐罪（致死傷も含む）の起訴件数は、2013 年は 0 件、2014 年は 1 件、2015 年は及び 2016 年における同件数は 0 件、2017 年における同件数は 1 件、2018 年における同件数は 0 件、2019 年における同件数は 4 件、2020 年における同件数は 2 件

であり、特別公務員職権濫用罪（致死傷も含む）の起訴件数は、同期間通じて0件である。

167 2011年7月の同監察指導部の発足以降、2021年9月までの約10年2か月の間に、同部になされた「取調べに関する不満等」の通報は、1527件である。。

## 第16条

16. 前回の委員会の総括所見（パラ13）に関連し、医療措置へのアクセスを含む収容状況を改善するため、また、女子刑務所を含め、刑務所の収容定員を増やすために講じられた措置につき情報を提供されたい。第二種手錠（Type II handcuffs）や拘束衣等の拘束具の使用に関する監視メカニズムを改善するために講じられた措置についても述べられたい。

（答）

168 被収容者の健康の保持と疾病の治療は、拘禁を行う国の重要な責務であり、刑事収容施設法においても、被収容者の健康及び施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし、適切な措置を講ずるものとされている。

169 刑事施設には医師を始めとする医療関係スタッフが配置されており、入所時及び定期的健康診断等を行うとともに、被収容者が負傷し、又は疾病にかかったときは速やかに診療を行うなど、適時、適切に対応している。

170 被収容者の診療は、各刑事施設の職員である医師により行われるのが原則であるが、当該刑事施設の医療体制では対応できない専門的な治療を必要とする患者については、刑事施設の職員でない医師による診察を行い、必要に応じて医療刑務所への移送や外部医療機関への受診・入院等により対応しているところであり、被収容者に対する医療及び健康管理は適切に行われている。

171 女子刑務所の収容状況を改善するため、2014年度から2017年度までに、男子刑務所を女子刑務所に転用することにより、336名分の女子受刑者収容能力の拡充を図ったところ、現状、過剰収容となっている施設はなく、おおむね適切な収容率で推移している。

172 第二種手錠については、「刑務官の職務執行に関する訓令」第30条に使用要件を規定し、拘束衣については、刑事収容施設法第78条に使用要件を規定しており、職員に対する訓練、研修を通してこれらの使用要件を徹底し、処罰のために用いられないようにしている。

173 また、被収容者に拘束衣及び第二種手錠を使用する場合は、携帯用ビデオカメラにより記録し、検証することで、これらの使用を厳格に監視している。

17. 前回の委員会の総括所見（パラ 14）に関連し、単独室の使用は、最終的な手段であり、厳格な監督の下で可能な限り短期間適用し、また、司法審査の可能性を保証することも含めるよう講じ措置につき情報を提供されたい。また、単独室使用及び条件に関する具体的かつ個別のデータを提供されたい。

（答）

174 刑事収容施設法その他関係法令において、刑事施設での生活は、工場での就業を中心とする集団生活が基本であるが、受刑者の中には、心身の問題から集団生活が困難な者や、集団生活を嫌って工場での就業を自ら拒否する者、集団に入ると周囲とトラブルを繰り返し起こす者等、集団処遇になじむことに困難を抱える者がいるため、受刑者が生活する単独室の中で矯正処遇等を行わせることがある。

175 これらの受刑者については、個々の受刑者の性向、行状、各施設の物的設備、職員配置状況等に応じて、職員が個別の面談をしたり、グループカウンセリングや集団での運動の機会を与えたりするなど、集団処遇の実施に向けた積極的な働きかけを行い、当該受刑者の改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることに努め、早期に集団処遇に移行できるよう配慮しているところである。

176 また、同法では、刑事施設の規律及び秩序を維持し、又は当該受刑者を保護するための措置として隔離を規定している。

177 隔離の要件は、①他の被収容者と接触することにより刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき、②他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、これを避けるために他に方法がないときのいずれかである。

178 隔離の期間は、原則として3カ月以内とされ、特に継続の必要がある場合には、1カ月ごとに期間を更新することができることとされている。監獄法下における処遇上の独居拘禁の期間が原則として6カ月以内とされ、3カ月ごとに期間を更新することができることとされていたことと比較すると、隔離の必要性を判断する頻度を増やすことで、運用を厳格化している。

179 なお、隔離の必要性がなくなれば、期間内であっても直ちにこれを中止しなければならないのは当然である。

180 さらに、受刑者を隔離している場合には、刑事施設の長は、3カ月に1回以上、定期的に、その受刑者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴か

なければならないこととしている。

181 隔離は、刑事収容施設法が規定している不服申立制度の1つである審査の申請の対象とされているほか、その適正な運用を確保するために法務省及び矯正管区による実地監査や弁護士、医師等外部の委員からなる刑事施設視察委員会による視察等の各種措置が講じられている。

182 なお、法律上、昼夜単独室処遇については、その必要性が継続する以上、これを継続することはやむを得ないところであり、期間の上限を設けることは適当でないと考える。もっとも、言うまでもなく、長期間の昼夜居室処遇又は隔離は、受刑者の心身に悪影響を与えるおそれがあり、また、受刑者の改善更生を図るためには、他人と集団で生活することにより社会性を養うことが重要であることなどは十分に認識しており、今後とも適切な運用に努めたい。

18. 前回の委員会の総括所見（パラ 15）を踏まえ、死刑確定者を勾留する体制が残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に当たらないことを確保するために締約国がとった措置、特に、死刑確定者及びその家族に対し、死刑執行の予定日時を合理的な範囲で事前に知らせること、また、第一審の死刑判決の後に、その執行の停止効果を伴った、死刑事案の義務的レビュー制度を導入することに関する情報を提供されたい。また、死刑確定者に関する性別、年齢、民族、及び犯罪別のデータを提供されたい（CCPR/C/JPN/CO/6、パラ 13 参照）。

（答）

183 死刑事案の義務的レビュー制度について、我が国の刑事訴訟手続においては、三審制の下で、有罪の認定、刑の量定等について上訴が広範に認められ、また、死刑事件では必ず付される弁護人にも上訴権が付与されており、義務的レビュー制度を設けるまでもなく、望む者には高裁及び最高裁で2度のレビューを受けることができ、これを設ける必要はないと考えている。

184 なお、再審請求や恩赦出願は、法文上刑の執行停止事由に当たらないが、法務大臣が死刑執行命令を発するに当たっては、死刑執行のもたらす重大な結果に鑑み、再審事由の有無、恩赦を相当とする情状の有無等につき慎重に検討することとしている。

185 2020年（令和2年）10月30日現在、法務省で把握している限りにおいて、未執行の死刑確定者のうち

○男性は104人、女性は7人である。

○年代別の構成については

80歳以上	4人
70歳以上80歳未満	27人
60歳以上70歳未満	18人
50歳以上60歳未満	33人
40歳以上50歳未満	18人
40歳未満	11人

である。

○外国籍の者は6人である。なお、民族別の構成は把握していない。

○殺人を犯した者は53人、強盗殺人を犯した者は58人である（殺人及び強盗殺人を犯した者は、より法定刑の重い強盗殺人を犯した者として計上している。）。

186 死刑執行の告知については、死刑確定者本人に対して、執行の当日、執行に先立ち行うこととしている。これは、本人に当日より前に告知した場合には、その心情の

安定を害することが懸念されるとともに、かえって過大な苦痛を与えることにもなりかねないと考えられること等によるものである。

187 また、家族等に事前に執行を通知した場合には、通知を受けた家族等に対して無用な精神的苦痛を与えること、仮に通知を受けた家族等と本人との面会が行われ、本人が執行の予定を知った場合には、同様の弊害が懸念されることから、現在の取扱いはやむを得ないとする。

188 なお、執行後は、法令に基づき、死刑確定者があらかじめ指定した者（家族、弁護士等を指定することもできる。）に速やかに通知することとしている。

19. 前回の委員会の総括所見（パラ9）に関連し、本条約に沿って、移民及び庇護申請者の收容と退去強制に関する全ての法令及び運用を行うよう、締約国が講じた措置に関する情報を提供されたい。また、前回の政府報告審査以降、締約国が收容した庇護申請者総数に加え、同期間中に收容に代わる措置が認められた庇護申請者の総数に関するデータも提供されたい。さらに、以下の項目を確保するために締約国が講じた措置につき説明されたい<sup>7</sup>。

（答）

189 我が国では、入管法第53条第3項第2号において、退去強制を受ける者を送還する場合の送還先に、拷問等禁止条約第3条1に規定する「拷問が行われるおそれがあると信ずるに足る実質的な根拠がある他の国」を含まないことを明文化し、ノン・ルフールマンの原則に従って適切な運用に努めている。

190 難民認定申請者の收容及び退去強制に関しては、その地位を踏まえ、法令に基づき適切に対応している。具体的には、在留資格を有しない外国人が難民認定申請をした場合には、その法的地位の安定を図るため、入管法第61条の2の4の規定により本邦に上陸後6月を経過して難民認定申請をしたときなど、一定の場合を除き、仮滞在を許可することとされており、難民認定手続が終了するまで退去強制手続は停止され、收容が解かれることとなる（注：難民認定申請者が正規在留中の場合には、收容されない。）。

191 また、退去強制令書の発付を受けた後に難民認定申請をするなど仮滞在許可の除外事由に該当する場合には、難民認定手続と退去強制手続が並行して進められることとなるが、入管法第61条の2の6の規定により送還は停止される。

192 運用上の措置としては、成田、羽田、中部及び関西の各空港支局において発生した一時庇護上陸許可申請案件並びに難民認定申請に係る仮滞在案件及び仮放免案件のうち、許可相当であるものの住居の確保が許可の障害となっている者について、NGOが住居を提供することにより、当局が当該外国人に対し一時庇護上陸許可、仮滞在許可又は仮放免許可を付与する措置を執っている。

193 2023年3月、入管法改正法案が閣議決定された。同法案では、難民に準じて保護すべき者を一層確実に保護する仕組みとして、補完的保護対象者の認定制度を創設する。また、長期收容を防止する観点から、收容しないで退去強制手続を進める収

<sup>7</sup> A/HRC/17/33/Add. 3、パラ 82；CCPR/C/JPN/CO/6、パラ 19；GERD/C/JPN/CO/7-9、パラ 23 参照。

容代替措置も創設する。

194 収容した庇護申請者の総数に関する統計はないが、2019年12月末日時点において収容中の者は1,054人で、そのうち難民認定手続き中の者は406名である。

195 仮放免許可により暫定的に収容施設を出ることが認められた難民認定申請中の被収容者数に関する統計はないが、2019年12月末日時点において退去強制令書の発付を受けて仮放免中の者は2,217人で、そのうち難民認定手続き中の者は1,412人である。

196 また、2012年以降、収容に代わる措置である仮滞在が認められた庇護申請者の総数は別添資料の9のとおりである。

- (a) 収容は、最短かつ適切期間とし、既存の代替措置を十分に考慮した場合に限ること；  
(b) 退去強制時に、収容期間の延長を含め、移民が不当な扱いを受けないこと；

(答)

197 入管法上、収容令書による収容期間は30日以内であるが、主任審査官が、やむを得ない事由があると認めるときは30日に限り延長することができることとされている上、運用上、個別の事情に基づき、逃亡のおそれの有無等を考慮して、収容の必要性が乏しい場合には、退去強制手続の当初から仮放免としている。また、退去強制令書による収容は送還可能のときまでとされているが、速やかな送還の見込みが立たない場合や、収容期間の長短を問わず、病気その他やむを得ない事情がある場合には仮放免を弾力的に活用している。

198 収容令書又は退去強制令書によって収容することができる期間や仮放免の活用については問19(a)に対する回答のとおりである。出入国在留管理庁では、法に則り適正に退去強制手続を執っており、収容期間が長期化しないよう速やかな送還を期するとともに、送還までの間、被収容者の人権を尊重した適切な処遇に努めている。

199 2023年3月、入管法改正法案が閣議決定された。同法案では、長期収容を防止する観点から、収容しないで退去強制手続を進める収容代替措置を創設する。この場合、逃亡等のおそれに加え、収容により受ける不利益も考慮し、収容代替措置に付すか収容するかを判断することとなる。また、被収容者については、3か月ごとに収容の要否を見直す旨規定し、収容期間を最短かつ適切な期間とする。さらに、健康状態を理由として仮放免請求をする被収容者について、医師の意見を聴くなど、健康状態に十分配慮して仮放免の判断をすることを規定する。

(c) 入国者収容所等視察委員会が移民収容施設を効果的に監視し、収容されている移民又は庇護申請者からの申立てを受理し審査できること。

(答)

200 入国者収容所等視察委員会は、申立てを審査する機関ではないが、入管収容施設の適正な運営に資するため、入管収容施設の長から情報提供を受け、視察を行い、その際に被収容者と面接するなどした上で、施設の長に意見を述べることを職務としている。

201 入管収容施設の長は、委員会に対し、当該施設の運営状況について情報（注）を提供するほか、委員会が実施する視察や被収容者との面接について、必要な協力をすることが法定されている。そのため、委員会に対しては、施設の運営の状況を把握するための情報にアクセスする機会は、法律の規定によって十分に保障されている。（注）入管収容施設の長が提供する情報は、施設の運営全般にわたる。定期的な情報提供のほか、委員会から説明を求められた場合などに、その状況の把握に必要な情報を適時に提供している。

202 また、入国者収容所等視察委員会は、入管収容施設の運営に関し、被収容者等との面接及び提案箱に投函された書面を、出入国在留管理庁職員を介することなく実施・回収することにより、被収容者等からの意見や提案を踏まえた上で、入国者収容所長等に意見を述べることができる。なお、各入国者収容所等視察委員会の意見に対する措置等報告の概要一覧を出入国在留管理庁ホームページ上で公表している（[https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/01\\_00172.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/01_00172.html)）。

20. 自らの意思に基づかない入院に関する前回の委員会の総括所見（パラ 2 2）を踏まえ、以下の項目に関する情報を提供されたい（CCPR/C/JPN/CO/6、パラ 1 7）：

(a) 自らの意思に基づかない処置及び入院への効果的な司法的コントロール、及び効果的な上訴制度を確立するために、締約国が講じた措置。精神医学・社会ケア施設を含む、自由が剥奪される全ての場所において利用可能な法的保護措置につき説明されたい。

(答)

203 心神喪失又は心神耗弱の状態で重大な他害行為を行ったとして不起訴処分又は無罪等が確定した者に対しては、検察官が、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づいて、医療及び観察を受けさせるべきかどうかにつき裁判所に申立てを行わなければならない。その場合、裁判官と精神保健審判員からなる合議体による審判で、入院医療等の要否が判断され、その判断に従って、対象者は入院することとなる。

204 その判断に不服がある対象者等は、高等裁判所に対し、抗告をすることができ、さらに、抗告審における決定に対しても、最高裁判所に対し、再抗告ができる。

205 精神医療審査会は、精神保健指定医、精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者及び法律に関し学識経験を有する者から構成される（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 1 2 条）。精神医療審査会は、同法に基づく定期病状報告や入院届の審査により、患者本人からの請求を待たず、自らの意思に基づかない入院の全件について、入院の必要性の審査を行っているほか（同法第 38 条の 3）、患者又はその家族等よりなされた退院又は処遇改善の請求の全件について審査を行う第三者機関である（同法第 3 8 条の 5）。

206 精神医療審査会は、定期病状報告や入院届の審査をするに当たって必要があると認めるときは、入院中の者に対して意見を求めること等ができることとされている。また、同審査会は、退院又は処遇改善の請求の審査をするに当たっては、原則として請求者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神科病院の管理者の意見を聴かなければならないこととされているほか、審査に当たって、当該審査に係る入院中の者の同意を得て委員に診察させること等ができることとされている。精神医療審査会による審査の結果、請求等が認められた者については、都道府県知事は退院又は処遇改善のための必要な措置を講じなければならない。

207 このように、精神医療審査会においては入院中の者や関係者の意見等を踏まえた慎重な審査が行われている。

208 さらに、措置入院等については、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができるほか、行政事件訴訟法に基づく訴訟を提起できる。

このように、現行法において十分に人権に配慮した手続が保障されている。

209 2014年1月には、精神医療審査会の運営マニュアルを改正し、合議体での審査の前提となる意見聴取や診察を行うための予備委員の設置・活用を推進するとともに、審査の専門性及び独立性を確保し、精神障害者の人権擁護に最大限努力すること、各自治体の精神医療審査会の審査件数等に応じて、審査を実際に行う合議体の数の見直しを行うことについて、各自治体に周知・徹底を図っており、精神医療審査会の機能強化に取り組んでいる。

210 また、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第16条において、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対して市町村への通報義務を課しており、障害者虐待を受けた障害者自身もその旨を市町村に届け出ることができることとしている。

211 通報又は届出を受けた市町村は、事実確認の結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が確認できた等の場合は都道府県に報告を行い、都道府県は障害者福祉施設等の適正な運営を確保することにより、当該障害者への虐待の防止並びに保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法や障害者総合支援法等による権限を適切に行使することとしている。

**(b) 拘束的措置の過度な利用が患者の負傷につながった事例について行った調査及びその結果；**

(答)

212 精神科病院に対する指導監督は一義的には各都道府県及び政令市が行っており、厚生労働省においては、身体的拘束が患者の負傷につながった事例についての個別の調査を実施していないが、精神科病院における隔離・身体的拘束の実態把握のため、2017年6月と2019年11月に全国調査が行われた。今後、その結果を踏まえて必要な対応を検討することとしている。

213 精神保健福祉法では、入院を必要とするかどうか及び患者本人の同意に基づいて入院が行われる状態にないかどうかの判定等を行うのに必要な経験、知識及び技能を有すると認められる医師を、厚生労働大臣が精神保健指定医に指定している。精神科病院における身体的拘束は、同法に基づき、この精神保健指定医の診察により、患者の医療と保護のため必要性が認められた場合に限り、必要最小限の範囲内でなければ行うことができないこととしており、また、自殺企図又は自傷行為が著しく切迫している場合、多動又は不穏が顕著である場合及びその他精神障害のために、そのまま放置すれば患者の生命にまで危険が及ぶおそれがある場合に、代替方法が見出されるまでの間のやむを得ない処置として行われるものと定めている。なお、身体的拘束を行っている間においては、原則として常時の臨床的観察を行い、適切な医療及び保護を確保しなければならないこと、身体的拘束が漫然と行われることがないように、医師は頻回に診察を行わなければならないこととされている。

214 また、各都道府県・指定都市では、原則として年1回、管内の精神科病院に対し、実地指導を行っており、入院患者の身体拘束は、その指導項目に含まれている。また、自治体の実地指導において、入院中の者の処遇等の状況等が不適当と認められる場合には、精神保健福祉法第38条の7に基づき、精神科病院の管理者に対して処遇の改善命令等の必要な措置を講ずることとしている。

215 さらに、同法第38条の5に基づき、精神科病院に入院中の者又はその保護者より退院又は処遇改善のための必要な措置の請求がなされた場合には、都道府県知事は、精神医療審査会の審査を求めなければならないが、同審査会による審査の結果、請求が認められた者については、都道府県知事は退院又は処遇改善のための必要な措置を講じなければならないものとされている。

216 このように、現行法において、不適当な身体的拘束を把握し、是正するための仕

組みが設けられている。

**(c) 日本国内で利用可能な、精神障害者に対する地域密着型サービスないしそれに代わるサービス**

(答)

217 精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要がある。また、長期入院精神障害者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会を構築していく必要がある。

218 このため、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めている。

219 具体的には、都道府県、市町村が実施する「第5期障害福祉計画(2018年-2020年)」において、精神病床における早期退院率を上昇させること等を目標として、同計画実施期間中に地域移行を促す基盤整備量を明確にした。さらに、「第6期障害福祉計画(2021年-2023年)」においては、これまでの取組に加え、新たに精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数の上昇を目標に加え、更なる計画的な基盤整備を推進することとしている。

220 また、地域移行・地域定着支援事業として、精神障害者の地域生活を定着させるために、保健医療スタッフと福祉スタッフ等から構成する多職種による支援体制(アウトリーチチーム)を整備し、支援対象者の状態に応じた必要な支援が適切に提供される体制として、原則24時間365日の相談支援体制を敷く都道府県に対して、その支援体制に係る経費の補助を行っている。あわせて、精神障害者の視点を重視した支援を充実する観点や、精神障害者が自らの疾患や病状について正しく理解することを促す観点から、都道府県、保健所設置市等が実施主体となり、ピアサポートが積極的に活用されるよう努めている。

221 さらに、2017年度から実施している精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業においては、都道府県、保健所設置市等が実施主体となって、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を行い、地域の課題を共有したうえで、円滑な地域移行に向け、以下をはじめとする取り組みを推進している。

○精神障害者の円滑な入居手続のための民間賃貸住宅情報の提供システムや空き部

屋のマッチングシステムの構築等による精神障害者の住まいの確保支援

- 精神科病院等に入院中の患者を対象に、精神科病院等の医師、看護師、精神保健福祉士等の多職種と、相談支援専門員や介護支援専門員等の地域の関係者とがチームとなって実施する退院に向けた相談・支援等の包括的な地域生活支援プログラム
- 精神障害者の家族が安心して、精神障害者本人に対する支援を行うための家族支援。

222 また、精神障害者を含む全ての障害者は、可能な限りその身近な場所において日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村等から必要に応じて、障害者総合支援法に基づく居宅介護や共同生活援助などの障害福祉サービスの提供を受けることも可能である。2018年度には、精神科病院や障害者支援施設等から一人暮らしへ移行した精神障害者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援する新たなサービスとして自立生活援助を創設し、更なる支援の充実を図っている。

21. 前回の委員会の総括所見（パラ 23）を踏まえ、締約国が、家庭及びその他の代替保護環境を含む全ての状況において、児童の体罰及びあらゆる形態の児童の品位を傷つけるような取扱いを、法によって明確に禁止しているか否かにつき説明されたい。

（答）

223 我が国では、児童虐待防止法第 3 条において、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。」と児童に対する虐待の禁止を規定している。また、2019 年 6 月に成立し、2020 年 4 月より施行された児童福祉法等改正により、児童虐待防止法第 14 条第 1 項において、児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならない旨が法定化された。

224 また、学校教育法第 11 条において、校長及び教員が児童生徒に対し体罰を加えることは厳に禁止されており、校長及び教員は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。

225 さらに、「あらゆる形態の児童の品位を傷つけるような取扱い」が意味するところが明らかでないため明確な回答は困難であるが、民法上、親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う旨規定されており（民法第 820 条）、通常、そのような行為が子の利益のために行われる監護及び教育として許容されることはないと思われる。

226 なお、本条約第 16 条は、「第一条に定める拷問には至らない他の行為であって、残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に当たり、かつ、公務員その他の公的資格で行動する者により、又はその扇動により若しくはその同意、若しくは黙認の下に行われるもの」を対象としている旨言及いたしたい。

## その他の諸問題

22. 前回の委員会による総括所見（パラ 26）及び締約国の普遍的・定期的レビュー（UPR）におけるコミットメント（A/HRC/22/14/Add 1.、パラ 147.9 参照）を踏まえ、締約国が、拷問等禁止条約の選択議定書に加入するために講じた措置につき情報を提供されたい。また、拷問等禁止条約第 22 条に基づく委員会の（個人通報を受理し検討する）権限を認めるために、締約国が措置を講じたか否かにつき説明されたい。

（答）

227 本条約の選択議定書について、政府としては、拷問等禁止条約選択議定書が定める拷問等の慣行をより効果的に防止するための締約国の拘禁場所等への定期視察に関する具体的な態様等、本選択議定書の規定と国内法との関係等につき検討を行っているところであり、引き続き本選択議定書への加入の是非についての検討を進めていきたいと考える。

228 拷問等禁止条約第 22 条に定める個人通報制度については、本条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると認識している。

229 個人通報制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や、同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があると認識している。

230 引き続き、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、制度の受入れの是非につき、真剣に検討を進めていく。

23. 締約国が主要国連人権条約、すなわち、死刑廃止を目的とした市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書、全ての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する条約及び障害者権利条約の批准を検討するために講じた措置に関する情報を提供されたい<sup>8</sup>。

(答)

231 死刑の存廃については、基本的には、各国において、国民世論に十分配慮しつつ、社会における正義の実現等種々の観点から慎重に検討し、独自に決定すべき問題である。

232 我が国では、国民世論の多数が極めて悪質・重大な犯罪については死刑もやむを得ないと考えていることや（2019年11月に実施された最新の世論調査では、80.8%が「死刑もやむを得ない」と回答している。）、多数の者に対する殺人や強盗殺人等の凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況等に鑑みると、その罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対しては、死刑を科することもやむを得ず、死刑を廃止することは適当ではないと考えている。

233 死刑の在り方については、我が国の刑事司法制度の根幹にかかわる問題であり、国民の間で幅広い観点からの議論が行われることが望ましいと考えている。なお、我が国では、死刑が科され得る犯罪は、故意の殺人等極めて重大な犯罪のみに限定されている。

234 上記の理由から、自由権規約の第二選択議定書の締結問題については、慎重な検討が必要である。

235 移住労働者権利条約について、我が国は、移住労働者及びその家族の権利保護を図ろうとする同条約の理念そのものは理解している。一方、同条約は移住労働者に対して、国民や移住労働者以外の外国人に対して保障する以上の権利を保障する内容があることを含め、平等原則、我が国の国内諸制度等との関係から、同条約の締結については十分に慎重な検討が必要であると考えている。

236 我が国は、2014年1月に障害者権利条約を批准した。障害者権利条約の趣旨を踏まえて2011年に改正された障害者基本法に基づき、第3次障害者基本計画(2013-2017)や第4次障害者基本計画(2018-2022)により、障害者の自立と社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進している。

<sup>8</sup> CAT/C/JPN/CO/2、パラ 27 ; HRI/CORE/JPN/2012、第 II 章 A 参照

24. テロの脅威に対応するために締約国が講じた措置につき、最新の情報を提供されたい。また、これらの措置が法律上或いは事実上人権保護に影響を与えたか否か、与えた場合にはどのように与えたかについて、及び、テロ対策のためにとられたこれらの措置が、どのようにして、関連する安保理決議（特に安保理決議1624（2005））を踏まえつつ国際法上の全ての義務、特に拷問等禁止条約に合致することを確保しているかにつき説明されたい。法執行機関関係者に対する関連研修について、テロ対策法（the anti-terrorism legislation）の下で有罪判決を受けた人数及びその罪名について、テロ対策のためにとられた措置を受けた者に対する法律上或いは事実上の法的保護措置及び救済措置について、国際的基準の不遵守についての申立てがあるか否か、及び、その申立ての結果について、説明されたい。

（答）

237 2017年6月、テロを含む組織犯罪を未然に防止し、これと戦うための国際協力を可能とする国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を締結するための国内担保法である「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律」が成立した。これにより、同条約5条1(a)(i)が犯罪化を求める合意罪について、国内法を整備した。

238 本罪は、適用対象を「組織的犯罪集団」に限定することにより、一般の会社や市民団体、労働組合などの正当な活動を行っている団体が対象とならないことを一層明確にした。また、犯罪の計画行為だけでは処罰されず、実行準備行為があつて初めて処罰の対象とすることにより、内心を処罰するものではないことについても明確にするとともに、処罰範囲も限定した。このようなことから、本罪は、もとより拷問と関係を有するものではなく、また、人権を不当に制約するものではない。なお、同法成立後、同法に制定する罪で有罪判決を受けた者はいない。

239 また、2014年11月、テロリズムに対する資金及びその他の利益の供与の防止のための措置を適切に実施するため、資金以外の土地、建物、物品、役務その他の利益についても、提供罪等の客体に追加するとともに、間接的な提供等を犯罪化するため主体を拡大すること等を内容とする「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律」が成立した。

240 さらに、「外国為替及び外国貿易法」及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法」に基づき、2020年10月現在404個人、120団体の国際テロリストを財産の凍結等の措置をとるべき者として公告している。

241 刑事手続において、被疑者・被告人は、憲法及び刑事訴訟法により、黙秘権や弁護人選任権を始めとした様々な権利が保障されている。そして、有罪となった場合でも、三審制の下、有罪の認定、刑の量定等について、上訴が広範に認められている。また、逮捕・勾留された者が無罪となった場合には、刑事補償法により、国に対し、身柄拘束による補償を請求することができる。

242 警察では、「警察庁国際テロ対策強化要綱」等に基づいて、情報収集・分析、水際対策、警戒警備、事態対処、官民連携といったテロ対策を強力に推進している。

243 法執行機関関係者等に対する関連研修について、検察官に対しては、その経験年数等に応じて行う研修において、組織犯罪に適切に対処するための講義を実施するとともに、国際人権関係条約等をテーマとした講義を実施するなど、広く人権に関する理解の増進にも努めている。

244 矯正職員に対しては、テロ対策に係る研修は行っていないものの、担当職務の適正な遂行を徹底するため、その経験年数等に応じて各種研修を実施しているところ、その中で、国際人権関係条約及び関連する諸条約等の人権課題をテーマとした講義を実施するなど、広く人権に関する理解の増進に努めている。

245 出入国在留管理庁職員に対しては、若手職員を対象に実施している研修の中でテロ関連の講義を実施しており、担当職務の適正な遂行を徹底するため、在職年数等に応じた研修において、国際人権関係条約及び関連する諸条約等の人権課題をテーマとした講義を実施するなど、広く人権に関する理解の増進に努めている。

246 警察では、各級警察学校等において、テロ対策に関する研修を実施している。

締約国における拷問等禁止条約の実施に関する他の措置及び進展に係る一般的情報

25. 前回の政府報告審査以降にとられた立法的、行政的、司法的ないしその他の措置に関し、拷問等禁止条約の条項ないし委員会の勧告を実施するために締約国が講じた措置につき、詳細な情報を提供されたい。右情報には、そのための資源配分を含め、制度的進展、計画ないしプログラムが含まれ、また、統計データや締約国が関連するとみなすその他の情報も含まれる。

(答)

247 本条約の実施に関する我が国が講じた措置等については本問1から問24に対する回答に列挙されている。なお、我が国は、拷問等を防止することの重要性に鑑み、国連人権理事会にて議論されてきている拷問等の防止に関する決議を支持してきている。